

令和2年12月4日

日本イコモス国内委員会 委員長 岡田 保良 様  
日本イコモス国内委員会 第13小委員会主査 赤坂 信 様

文化庁次長 今里 譲

千葉県銚子沖における超大規模風力発電施設計画と名勝・天然記念物「屏風ヶ浦」の保護についての質問書への回答

日頃より文化財保護行政に格段の御協力を頂き、ありがとうございます。

令和2年10月29日に頂きました標記の御質問について回答致します。

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく、千葉県銚子市沖の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関し、文化庁では、名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」の文化財的価値への影響が軽微となるよう、関係省庁や千葉県及び銚子市の教育委員会と意見交換等を行ってきました。

その結果、「千葉県銚子市沖における協議会意見とりまとめ」（令和2年6月5日）では、選定事業者に対し、洋上風力発電設備等の設置等に当たり、国指定名勝及び天然記念物である屏風ヶ浦が有する文化的・地球科学的な価値に留意し、地元自治体への丁寧な説明・協議を行うことや、文化財関連の法令に基づき、屏風ヶ浦への影響について、上記協議結果や学識経験者等の意見を踏まえ、客観的根拠に基づいて専門的な調査・予測・評価を行うとともに、その結果を踏まえ影響を軽微にするための適切な対応を行うことを求める旨の記載がなされました。当該促進区域の公募占用指針においても、事業実施の要件として留意すべき事項として、上記協議会意見とりまとめを尊重して事業を実施することが求められているところです。

今後は、名勝及び天然記念物の管理団体である銚子市及び千葉県と情報共有を密にしつつ、文化審議会文化財分科会第三専門調査会に報告を行いながら、管理団体である銚子市や千葉県への指導助言を通じて、事業の実施に当たり上述の点が順守され、名勝及び天然記念物への影響が軽微となるよう努めてまいります。

また、水中文化遺産の問題については、埋蔵文化財保護行政を自治事務として所管する千葉県と連携を図ってまいります。

なお、ご提案のあったバッファージーンの考え方を取り入れた施策や法制化については、文化財の価値に影響を及ぼす範囲を客観的・科学的根拠に基づいて設定するための指標や方法の開発等が重要であると考えており、専門的な知見の提供等、今後とも貴会の御協力をお願い致します。